

## 22-2 東北大学金属材料研究所材料分析研究コア元素分析利用内規

制定 平成28年4月21日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学金属材料研究所（以下「本所」という。）材料分析研究コア（以下「分析コア」という。）の有する研究設備及び機器（以下「設備等」という。）を利用して行う元素分析に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 元素分析で利用する設備等は、本所材料分析研究コア長（以下「コア長」という。）が定め、別表に掲げる設備とする。

(利用者の資格)

第3条 元素分析を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 東北大学の職員、大学院学生、学部学生及び研究生
- 二 東北大学の職員と研究上の協力関係を有する他の大学・研究機関等の研究者及び技術者のうち、東北大学の職員から紹介のあった者
- 三 その他コア長が特に認めた者

(利用の申込および許可)

第4条 元素分析の利用を希望する者が所属する部署等の責任者（以下「利用責任者」という。）は、所定の手続きにより、コア長の許可を受けなければならない。

2 前項の手続き方法は、別に定める。

3 コア長は前項の利用申込の内容が、分析コアの設置目的に対し適当と認めるときは、これを許可するものとする。

(元素分析の結果報告)

第5条 分析コアは、前条第3項の規定により許可した内容に基づき、元素分析を行い、その結果を利用者に報告する。

(分析結果の取り扱い)

第6条 利用で生じた分析結果に関し、利用者は、学術研究目的のみに使用できるものとする。

(利用上の支援)

第7条 第4条第3項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、分析結果の解釈、分析技術の指導等に係る技術支援を分析コアの職員により受けることができる。

(利用の取消し等)

第8条 コア長は、利用者がこの内規に違反したときは、利用の許可を取り消すことがある。

(利用料の納付)

第9条 利用責任者は、元素分析の利用にかかる経費として、所定の手続きにより利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、コア長が特に認めるときは、利用料の全部または一部を免除することができる。

(免責)

第10条 本所は、設備等の使用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し、一切の

責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によりその利用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 分析コア元素分析の利用に当たり、利用者より技術上及び営業上の情報を受け又は知りえた者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(知的財産権)

第13条 元素分析利用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事案を勘案して、別途協議して決定するものとする。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか元素分析の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月21日から施行する。
- 2 東北大学金属材料研究所材料分析研究コア利用内規は、廃止する。

附 則 (平成31年1月17日改正)

この内規は、平成31年1月17日から施行し、平成31年1月1日より適用する。

附 則 (令和3年4月15日改正)

この内規は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則 (令和4年7月21日改正)

この内規は、令和4年7月21日から施行し、令和4年7月1日より適用する。

附 則 (令和5年4月20日改正)

この内規は、令和5年4月20日より施行し、令和5年4月1日より適用する。

別表 材料分析研究コアで保有する元素分析に関わる設備及び装置一覧

ドラフトチャンバー
誘導結合プラズマ発光分析装置
誘導結合プラズマ質量分析装置
マイクロ波プラズマ発光分析装置
原子吸光分析装置
吸光光度計
炭素・硫黄分析装置
酸素・窒素分析装置
水素分析装置
イオンクロマトグラフ
マイクロ波加熱試料分解装置
蛍光X線分析装置
純水製造装置
超純水製造装置
ウルトラマイクロ天秤
電気炉
振盪恒温器